（仮称）箕面市手話言語条例（素案）・（仮称）箕面市障害者情報コミュニ

ケーション促進条例（素案）に対するパブリックコメント手続実施結果

１．公表内容

（仮称）箕面市手話言語条例（素案）

（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案）

２．実施期間

　令和５年(2023年)８月１日（火曜日）から８月３１日（木曜日）まで

３．提出された意見等の数

　１２人（１２件）

４．実施結果の公表方法

　下記の場所で公表します。

（１）　市ホームページ

（２）　健康福祉部　障害福祉室　（みのおライフプラザ１階総合窓口）

（３）　行政資料コーナー　（箕面市役所　別館１階１２番窓口）

（４）　箕面市役所豊川支所、止々呂美支所

（５）　障害者福祉センターささゆり園

中央図書館・東図書館・桜ケ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館

西南生涯学習センター、みのお市民活動センター

らいとぴあ２１（萱野中央人権文化センター）

※ （２）～（４）は、市役所開庁日の８時４５分から１７時１５分まで

※ （５）は、各施設の開館日、開館時間中

※　点訳資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。

※　ふりがなを付けた資料は、市ホームページまたはみのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。

５．実施結果の公表期間

令和５年(2023年)１０月３１日（火曜日）から１１月３０日（木曜日）まで

６．担当部局

健康福祉部障害福祉室　電話：072-727-9506　ファクス：072-727-3539